

国土強靱化に向けた企業防災「底上げ」のカギ ― 気候変動リスク対応の経験から考える ―

社会システムコンサルティング二部 コンサルタント 窪田 知紘

国家としての企業防災促進のこれまでのアプローチは「備える企業」を評価し、支援するものである。一方、その対極にある「無対策の企業」が災害を契機に休業や倒産に陥れば、雇用の喪失やサプライチェーンの寸断を通じて地域経済に深刻な打撃を与える。国土強靱化（きょうじんか）に向けて、中小企業を含めたすべての企業の備えを「底上げ」することが不可欠である。

これを考えるうえで示唆に富むのが、気候変動リスクへの対応過程において、情報開示を通じて企業に生じた行動変容である（図表）。まず、投資家・金融機関の要請に端を発し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などが適切な投資判断を促すための情報開示の共通フレームワークを提示（Phase ①）したことで、企業と投資家の対話の基盤が整備された。そして、この活用が金融当局などの働きかけで進み（Phase ②）、多くの企業が気候変動リスクを経営課題として位置付けるようになった。こうした変化を受けて、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）／サステナビリティ基準委員会（SSBJ）基準に基づく開示の制度化（Phase ③）が円滑に進み、気候変動リスク対応が当然視される時代となった。

Phase ③の制度化に結実した最大の要因は、Phase ②で共通フレームワークの活用が着実に進んだことにある。共通の開示情報をもとに企業の気候変動リスク対応が比較・評価され、対応の遅れた企業にはネガティブな投資判断が下されるといった不利益を生じせしめられるようになったのである。

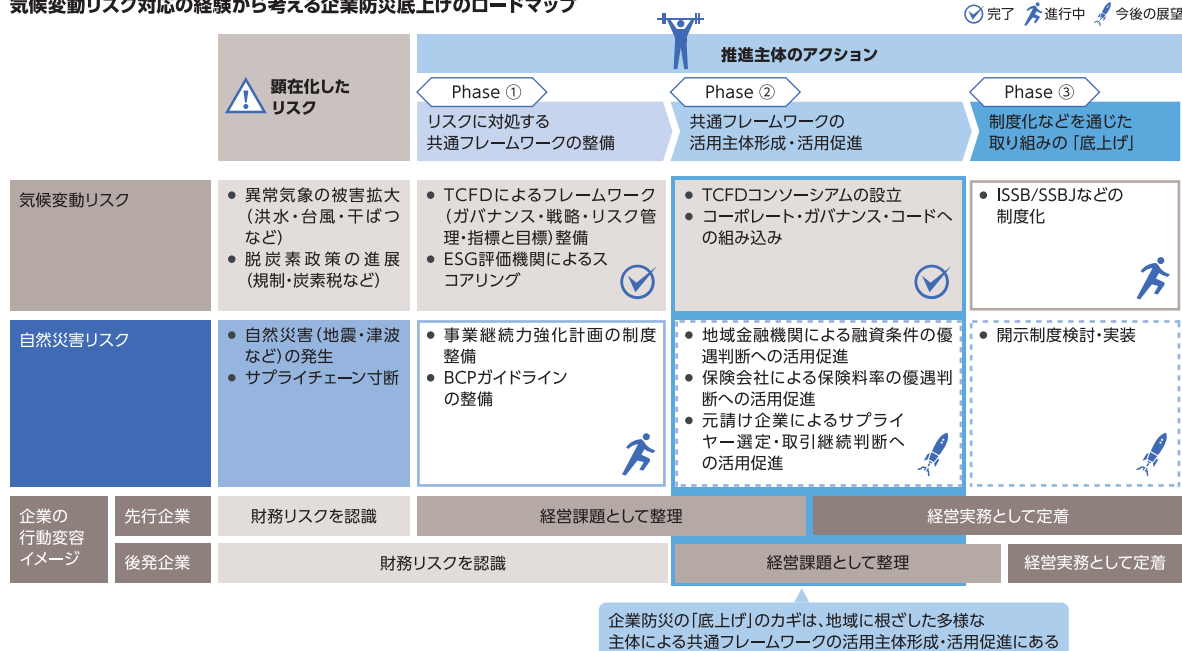
自然災害リスクに対応する企業防災促進においても、同様のプロセスを通じた変容が期待できる。まず自然災害における Phase ①については、事業継続力強化計画^{※1}や事業継続計画（BCP）ガイドラインなどの整備が進められてきた（もっとも、社外への情報開示や企業横断的な比較・評価を可能にする共通フレームワークへの改良など、課題は残る）。今後の隘路（あいろ）となるのは Phase ②の、共通フレームワークの活用主体形成・活用促進であろう。

気候変動リスクは、グローバルな投資家などの関心を広く集める性質を持ち、共通フレームワークの活用が当局の働きかけを通じて円滑に進んだ。一方、自然災害リスクは、その被害も対策もローカルな性質が強い。それゆえ、投資家などにとどまらず、地域に根ざした多様な主体を幅広く巻き込み、その活用の輪をいかに広げられるかが、道を開くカギとなる。

例えば、地域金融機関による融資条件の優遇、保険会社による保険料率の優遇、元請け企業によるサプライヤー選定など、情報を開示する企業にとって「無視できない主体による共通フレームワークの活用」が浸透したとき、企業の備えは「特別な取り組み」から「当然の前提」へと変わっていくのではなかろうか。

（監修：生駒 公洋）

図表 気候変動リスク対応の経験から考える企業防災底上げのロードマップ



出所）NRI 作成

※1 中小企業庁「事業継続力強化計画」<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>